

鳥羽市総務民生常任委員会会議録

令和元年9月17日

○出席委員

委員長	世古安秀	副委員長	坂倉広子
委員	奥村敦	委員	木下順一
委員	戸上健	委員	浜口一利
委員	坂倉紀男		

○欠席委員（なし）

○出席説明者

- ・中村総務課長、奥村補佐、山本補佐
- ・山下市民課長、野村補佐、片岡係員
- ・前田消防長、鳥谷尾消防次長、家田消防署長、勢力室長
- ・高浪企画財政課副参事
- ・中井健康福祉課長、片岡補佐

○職務のために出席した事務局職員

次長兼 議事総務係長	木田 崇
---------------	------

(午前10時00分 開会)

○世古安秀委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから総務民生常任委員会を再開します。

本会議において、当委員会に付託された案件は、議案第29号、鳥羽市印鑑条例の一部改正について、議案第30号、職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正について、議案第31号、鳥羽市職員給与条例の一部改正について、議案第32号、鳥羽市職員等の旅費に関する条例の一部改正について、議案第33号、鳥羽市職員の退職手当に関する条例の一部改正について、議案第41号、鳥羽市消防団条例の一部改正についての6件であります。

それでは、議案の審査に入ります。

議案第29号、鳥羽市印鑑条例の一部改正について担当課長の説明を求めます。

市民課長。

○山下市民課長 おはようございます。

市民課、山下です。よろしくお願いいたします。

提出させていただきました議案、1ページ、2ページのほうをごらんください。

議案第29号、鳥羽市印鑑条例の一部改正についてこのたび提出させていただきました。

提出議案の理由といたしましては、住民基本台帳法施行令の一部改正等に伴いまして、印鑑登録原票の登録事項等について所要の改正をたく、本提案とするものでございます。

今回の改正については、2つの趣旨がございます。

1つ目は、印鑑登録原票に旧姓を登録することができるようになるということです。これは社会におきまして旧姓を使用しながら活動する女性が増加している中、さまざまな場面で旧姓を使用しやすくなるよう住民基本台帳法施行令の一部が改正されまして、加えまして、印鑑登録証明事務要領のほうも改正されることから、本市の印鑑条例のほうも所要の改正をするものでございます。

2つ目ですが、性的少数派の方、LGBTの方に配慮しまして、印鑑証明書に男女別を記載しない取り扱いとするものです。この2点の趣旨がございます。

それでは、新旧対照表のほうをごらんください。

第2条の登録資格のところですが、現行の下線部分の「本市の住民基本台帳」の部分を改正案では、「本市が備える住民台帳」にしまして、こちらでは文言の整理のほうをしております。

次に、第5条の印鑑登録のところです。

第2項第1号におきましては、1行目の氏、名の次に旧姓、この条例の中では、旧氏と言っております。旧氏を加えまして、それと4行目の氏名の次にも旧氏を加えています。

そして、通称に係る住民基本台帳法の条のずれがございますので、ご確認ください。

第2項の第1号から第6号のほうなんですけれども、こちらのほうでは印鑑登録できない印鑑としての種類を記載しております。改正案の第1号におきましては、現行では、氏名、そして氏、名、通称であらわしていないもの、これに旧氏を追加していくことになります。

次に、第7条、登録事項のほうでございます。

第3号におきまして氏名の括弧内に旧氏の登録に関する事項を加えております。改正案の第7条第3号では、登録する旧氏は、住民票に記載されているものでなければならないとされました。

2ページのほうをごらんください。

次、第7条の第5号ですが、現行では、登録事項の一つであった、ここで男女別の削除をしております。この男女別を削除したことで、以下第6条、第7条が、第5条、第7条になりまして、条がずれてきております。

次、第12条、印鑑登録の抹消ですけれども、第3号におきまして、氏の括弧内に、旧氏の抹消に関する事項を加えております。

改正案の第12条では、抹消の対象としまして、住民票に記載されている旧氏の変更を加えることとなります。

第15号の印鑑登録証明書におきましては、ここでは、印鑑登録証明書の中には幾つか記載事項があります。幾つかの記載事項は、第7条の登録事項の中身と同一にあったことから、ここで第5号として男女別の記載を削りましたので、こちらでも削ることになりますので、条のずれが生じております。

ですので、改正案の第15条では、印鑑登録証明書の男女別の記載はなくなることになります。

以上施行期日なんですけれども、住民基本台帳法の施行令の施行日と、それから印鑑登録証明事務要領の施行日が11月5日となっておりますので、印鑑条例のほうも11月5日とさせていただきます。

また、この条例改正に伴いまして、印鑑システムの改修が必要になりました。9月補正での計上をお願いすることになりますので、26日の予算決算のほうで予算のほうは説明させていただきます。

以上、説明は終了でございます。よろしくご審議のほど、よろしく願いいたします。

○世古安秀委員長 説明は終わりました。

この件につきましてご質疑はございませんか。よろしいですか。

浜口委員。

○浜口一利委員 今課長のほうからこれが必要になってきた背景というのを説明も冒頭でしていただいたんですけども、これって以前から市内でも結構このような要望って多かつたのかな。

○世古安秀委員長 市民課長。

○山下市民課長 今回の改正の2点で旧姓併記の要望ですけれども、こちらのほうの要望は、これまでにございませんし、あともう一点の男女別の削除のことですけれども、LGBTの方からの要望等もこれまではございません。

以上でございます。

○世古安秀委員長 浜口委員。

○浜口一利委員 ありがとうございます。

ちょっと多くなると、いろいろ事務が複雑になるのかなと思って。個人番号とかそういうこともかかわってくるでしょう。そのあたり。

○世古安秀委員長 市民課長。

○山下市民課長 旧姓併記の関係につきましては、そもそもマイナンバーのことから、この印鑑登録の併記が来

ております。

まず、住民票のほうに旧姓併記をしてもらうことが、申し出によってしてもらうことが、これが条件となっています。将来的には、マイナンバーカードに旧姓併記もできるということで、これは11月のその4日からできるようになるんですが、そういうことの発端で印鑑証明のほうも関連してそういう取り扱いになることとなります。

○浜口一利委員 ありがとうございます。

以上です。

○世古安秀委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、次に、議案第30号、職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正について担当課長の説明を求めます。

総務課長。

○中村総務課長 おはようございます。

総務課長、中村です。よろしくお願いします。

議案書の3ページをごらんください。新旧対照表は4ページをお願いします。

議案第30号、職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正について。

職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由としまして、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

改正内容は、引用している地方公務員法の条項のずれに係る改正を行うものです。

以上でございます。よろしくお願いします。

○世古安秀委員長 説明は終わりました。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 ないようですので、次に、議案第31号、鳥羽市職員給与条例の一部改正について担当課長の説明を求めます。

総務課長。

○中村総務課長 引き続きまして、よろしくお願いします。

議案書5ページをお願いします。新旧対照表は5ページから7ページをお願いします。

議案第31号、鳥羽市職員給与条例の一部改正について。

鳥羽市職員給与条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由としまして、成年被後見人等の権利の制限に関する措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

改正内容は、期末手当及び勤勉手当の支給対象から成年被後見人に該当したことにより失職した者を削るほか、形式的な用語等の見直しを行うものです。

以上でございます。よろしくお願いします。

○世古安秀委員長 説明は終わりました。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 ないようですので、次に、議案第32号、鳥羽市職員等の旅費に関する条例の一部改正について担当課長の説明を求めます。

総務課長。

○中村総務課長 引き続きまして、議案書7ページをお願いします。新旧対照表は8ページをお願いします。

議案第32号、鳥羽市職員等の旅費に関する条例の一部改正について。

鳥羽市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように改正する。

提案理由は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

改正内容は、旅費の不支給の規定に関し、引用している地方公務員法の条項のずれに係る改正を行うほか、形式的な用語等の見直しを行うものです。

以上でございます。よろしくをお願いします。

○世古安秀委員長 説明は終わりました。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 ないようですので、続いて、議案第33号、鳥羽市職員の退職手当に関する条例の一部改正について担当課長の説明を求めます。

総務課長。

○中村総務課長 引き続きまして、議案書9ページをお願いします。新旧対照表も9ページのほうをお願いします。

議案第33号、鳥羽市職員の退職手当に関する条例の一部改正について。

鳥羽市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

改正内容は、退職手当の支給制限の規定に関し、引用している地方公務員法の条項のずれに係る改正を行うものです。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○世古安秀委員長 説明は終わりました。

この件に関してご質疑はございませんか。

(「委員長、いいですか」の声あり)

○世古安秀委員長 坂倉広子委員。

○坂倉広子委員 おはようございます。

先ほど総務課長からご説明があった成年被後見人の権利の制限に係る措置の適正化と申しておりました

ですけれども、これは欠格条項のことに関するものと理解してよろしいのでしょうか。

○世古安秀委員長 総務課長。

○中村総務課長 はい。これまで認知症や障がいを持つ人が成年後見人制度を利用した場合、弁護士や公務員、自衛官などの資格や地位が自動的に失われる欠格条項というものが存在しています。これを原則廃止するというところでございます。

○世古安秀委員長 坂倉広子委員。

○坂倉広子委員 ということで、この廃止欠格条項、いわゆる認知症、障がい者の方のご説明が総務課長からありましたが、このことに関する条例ですので、これからこの条例を反映していくということになると、職員さんの取り扱いということに反映していくという理解でよろしいのでしょうか。例えばここには総務のほうの方がいらっしゃいますけれども、成年後見人制度のことについては健康福祉課のことになってこようかと思うんですけれども、これは条例の部分ですので、すみません、どのように理解することかなと思いましたが、総務課でこの改正されて、そしてそれがどのように福祉のほうにも反映されていくのかなと思いましたが、少しお聞きさせていただきたいと思ひまして、すみません。

○世古安秀委員長 総務課長。

○中村総務課長 この欠格条項の廃止によりまして、地方公務員法が改正されました。その改正によって、職員の今説明しました給与とか退職手当、そういったところに係る制限等廃止したということが第1点、今回の説明なんですけれども、この欠格条項が廃止されることによって、今後どうなるのかという部分につきましては、新たな法律では心身の故障についてそれぞれの法律に基づいて個別に審査をし、各制度ごとに必要な能力の部分判断する個別審査規定というのに改められると聞いております。

以上でございます。

○坂倉広子委員 よくわかりました。ありがとうございます。

○世古安秀委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、続いて、議案第41号、鳥羽市消防団条例の一部改正について担当課長の説明を求めます。

消防長。

○前田消防長 おはようございます。

消防本部、前田でございます。よろしく申し上げます。

それでは、議題第41号、鳥羽市消防団条例の一部改正につきましてご説明をいたします。

提出議案書につきましては、36ページをお願いいたします。

改正の理由といたしましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律に伴いまして、鳥羽市消防団条例における成年被後見人等の権利の適正化について所要の改正を行うものでございます。

例規案の概要でございますけれども、団員となることができない記載事項から成年被後見人等を削除いたしまして、あとは用語の改正についても適正化を図るというものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、50ページのほうをよろしくお願ひをいた

します。

欠格条項の項ですけれども、第5条の第1号を削りまして、同条第2号中、禁錮をこれ、文字の改正になります。これに改めます。それから、同号を同条第1号といたしまして、同条第3号中、免職を懲戒免職に改めます。この同号を同条第2号といたします。それから、同条第4号を同条第3号といたします。

続きまして、分限の第6条第2項第2号中、前条第3号を前条第2号に改めるものでございます。

施行期日といたしましては、令和元年12月14日からの施行となります。

以上、説明といたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○世古安秀委員長 説明は終わりました。

この件につきましてご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 よろしいですか。ないようですので、審査を終わります。

これで付託されました議案の説明を受けました。

続いて、採決に入ります前に委員の皆さんで議案に対する討議を行う件がありますでしょうか、どうでしょうか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 それでは、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第29号について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立を願います。

(起立全員)

○世古安秀委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第29号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第30号について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立を願います。

(起立全員)

○世古安秀委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第30号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第31号について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立を願います。

(起立全員)

○世古安秀委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第31号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第32号について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立を願います。

(起立全員)

○世古安秀委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第32号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第33号について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立を願います。

(起立全員)

○世古安秀委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第33号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第41号について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立を願います。

(起立全員)

○世古安秀委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第41号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

それでは、次に、その他の通告の項に移りますが、説明員を入れかえますので、暫時休憩いたします。そのままお待ちください。

○世古安秀委員長 それでは、その他の項に入ります。

ご発言は通告の順に進めますので、ご協力いただけますようお願いいたします。

それでは、戸上委員。

○戸上 健委員 2点お伺いします。

1件目、10月から消費税が増税になります。鳥羽市の公共サービスに係る消費税の現況と増税分、合計額、それぞれどれだけになるか、ご説明ください。

○世古安秀委員長 総務課課長補佐。

○奥村課長補佐 総務課課長補佐の奥村です。よろしくお願いいたします。

資料のほうはデータのほうでお送りさせていただきました令和元年度下半期消費税増税影響額調査（見込み）というものをごらんいただきたいと思います。

それで、戸上委員のほうからは、通告のほうでは、半年の今年度分の額、1年分の次年度額を各分野別ということで通告をいただいたんですけども、まず、その中で、半年の今年度分額、これが今年度10月1日以降の下半期になるんですが、こちらは出すことができるんですけども、来年度分が予算要求もまだの状態です。出すことができませんでした。それから各分野別というのが、分野別というのをどういうふうに出させていたかどうかということで調整させていただきました、係別で出させていただくことになりましたので、そのような表となっております。

この調査結果（見込み）となっておりますが、2枚目のほう、裏面ですね、米印の2というところなんですが、各課の見込む影響額は現時点において想定できる最大値で想定をさせていただきました。今から執行しないものもあるかもしれませんので、その点ご了解いただきたいと思います。

それでは、まず、歳入のほうなんですが、今年度10月1日以降下半期に収入する見込みのある増税影響額ということで、定期船課の定期船旅客荷物収入、これは内税でございますので、6月の市議会のほうでご承認をいただいているところでございます。改正がございました。これによりまして、増額がございました。

その次の一番右の列ですけれども、増税影響額となっております。これは、そもそも8%だったら幾らだったところが10%となるので、その差額2%がどれだけかというものを求めたものです。

それから、次の行へいきまして、水道課、こちらは水道料金収入下水道使用料、こちらが外税となっておりますので、これは市議会のほうには諮っております。その影響額をまとめさせていただきました。合計ですけれども、1,328万4,000円の影響額となります。

この点、少し補足説明をさせていただきたいと思います。

こちらの上げさせていただきましたのは、特別会計の収入になります。地方公共団体の一般会計におきましては、消費税の申告義務がございませんので、今回この歳入のほうには上がってきておりません。

もう一点、では、例えばなんですけれども、市民文化会館、こちらは使用料のほうをいただいておりますけれども、こちらは消費税の申告義務はございません。ただ、そのサービスを支える歳出のほうは消費税がかかっております。例えば光熱水費、浄化槽保守点検、エレベーター保守、施設の清掃などなどいろんな形で歳出があるわけなんですけれども、そこには当然消費税委託料が8%から10%になる。そういった形で2%の影響が出てまいります。ただ、今回こういった部分につきましては、調整会議のほうこの1月に開催いたしております、そういった形の消費税増税に合わせた料金改正は、今回は行わない。ただ、もうこれがずっと3%、5%、8%、10%となっていてずっと繰り返されてくる中で、根本的な見直しというのも必要だということで、今後行政改革のほうでそういった取り組みを進めていくということで、今回は見送りとさせていただいておるところでございます。

ということで、歳入のほうはその3行になります。

歳出のほうは、各課のほうでこれから10月1日以降に支払っていった消費税の増税の影響が出る額をそれぞれまとめさせていただきました。

2枚目の一番下でございますが、総計としまして6,801万5,000円となっております。

以上、説明とさせていただきます。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 膨大な調査をお願いしまして、お世話かけました。ありがとうございました。よくわかりました。

続いてお聞きしますけれども、市民の使用料に直接影響する、はね返るという推計額というのは、定期船と下水道料それぞれの料金と、この2つというふうに考えてよろしいでしょうか。

○世古安秀委員長 総務課課長補佐。

○奥村課長補佐 おっしゃるとおりでございます。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 その他市が持たなければいけない歳出の部分に係る消費税の合計額、半年分で6,800万円という報告でした。これは、今年度10月1日から来年3月までの分です。それ以降になりますと10%ずつと年間通してということになりますので、これの倍、1億3,600万円が最大値の消費税の市にかかる負担分というふうに考えてよろしいでしょうか。増税分の2%分ですね。

○世古安秀委員長 総務課課長補佐。

○奥村課長補佐 今年度少し大きな工事が入っております関係で少しふだんよりは膨れているのかなと思っております。来年度のことはちょっと来年度になってみないとわからないところがあるんですけれども、倍したもののというのは、おおむねの目安になると思います。

以上です。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 工事の多寡によっては、この負担額というのは変わってくるという答弁でした。2%増税になって10%ということになります。そうなりますと10%全体での市の歳出にかかわる負担額というのは、この5倍ですから6億6,000万円というふうに考えてよろしいのでしょうか。最大値の推計額。年間で。

○世古安秀委員長 総務課課長補佐。

○奥村課長補佐 過去からのもう消費税がかかっていなかったところから10%になったという想定でよろしいのでしょうか。

○戸上 健委員 そうです。

○奥村課長補佐 そちらも厳密に言うかどうかというところはあるんですが、概算をはじこうとするとそういった計算式で概算は出せるのかなと思います。

以上です。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 わかりました。

2点目に健康福祉課にお伺いします。

鳥羽市の重度心身障がい者のタクシー乗車券というのが、制度があります。非常にこれは喜ばれております。1乗車650円、タクシーに補填されます。私のほうに市民からご相談がありまして、今このタクシー乗車券、せっかくいい制度でもらっておるんだけど、ほとんど利用できないということでした。私のところにもこの利用料も戸上さんこれ、使えませんので、参考に差し上げますと言うんで、こちらへ来たぐらいです。

今の現況と対策、これを課のほうではどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○世古安秀委員長 健康福祉課長。

○中井健康福祉課長 おはようございます。

健康福祉課、中井です。

この重度心身障がい者タクシー料金の助成事業のほうをちょっと簡単にさっと説明させていただきますと、このようなタクシー乗車券になっています。今戸上委員おっしゃられたように、1枚当たり650円引きになるものがございます。1カ月3枚を限度として1年間最高で36枚配布をさせていただいております。通院や外出等にかかる経済的な負担軽減ということをさせていただいております。

まず、現状ということなんですが、確かに私どものほうにも二、三件、そのようなお声はいただいております。

タクシー業者のほうなんですが、うちのこの制度につきましては、おのおののタクシー会社と協定を結ばせていただいております。一昨年までは、タクシー業界一本で契約をしていた、協定を結んでいたんですが、昨年からは、おのおのの会社と1社ずつ協定を結ばせていただいております。昨年が13社でした。ですが、ちょっと入れかわりがあります。

まず、4月当初に皆さんにお配りするときに、ちょっと皆さんのお手元には今回配布してはございませんけれども、手引きというような形でこのように一覧表が、電話番号の一覧表が載ったものを皆さんにお渡ししております。ここへ電話をかけていただいて、ここが協定をしているところなので、こちらのほうにご案内をさせていただいて、これをお使くださいというふうにご案内をさせていただいております。ですが、今年度、年度

当初はあったところも、年度途中でかわったり、また今年度になってから新規で3社ほど協定を結んでいただいたところがありますので、この10月1日付で再度この利用者の皆さんにこの一覧表を新たにまた配布をさせていただいて、ご案内をさせていただこうかなというふうなことを考えております。これはもうこの年度内の入れかわりがありましたもので、委員のこの今回のご質問の以前からもう予定はしておりましたので、今準備にかかっているというのが現状でございます。

タクシー会社自体は、もちろん福祉タクシーでありますとか、それぞれのタクシー会社をこのような一覧に掲載しておりますので、皆さんこちらのほうにお電話をさせていただいて、乗車いただいているというのが現状でございます。

おっしゃった対策となってくると、私どもはこのような感じで新しいところも入りましたので、どうぞこちらのほうへお願いしますというようなことしか今のところはできません。ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 市のほうにこの利用券をこれだけ使ったという報告は、年間でトータルで市のほうで掌握しておるのでしょうか。

○世古安秀委員長 健康福祉課長。

○中井健康福祉課長 もちろん決算のほうにもご報告申し上げますけれども、例えば30年度でありますと、利用していただいた方は72人で助成額は69万4,000円となっております。一応3年間のデータを拾ってきたんですが、29年度ですと62人で助成額は74万5,000円、28年度は70人で71万6,000円で、今年度になってからは、もう配布自体は70人の方に配布をさせていただいております、これは使った後で報告が来るものですので、まだ今のところ、9月13日現在で29万6,000円、これが今年度になってからの利用額になっています。

以上です。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 そうしますと、通年といいますか、例年に比べて今年度に入って特別に目新しい変化というのはないという理解でよろしいのでしょうか。

○世古安秀委員長 健康福祉課長。

○中井健康福祉課長 はい、3年間のデータをちょっとそろえてみたんですが、4月から特に4、5、6に関しましては、例年よりちょっと出足が遅いのかなというふうにはなっています。

以上です。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 その原因なんですけれども、私のほうにご相談あった方は、何回電話しても、もうほとんど鳥羽のタクシーというのはつかまらんと。ですので、いわば業を煮やしてといいますか、せつかくの税制が生きて現場では活用されていないという現状があるというふうに僕は思うんですけれども、担当課としての現状認識といいますか、理解といいますか、それはどういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。僕の現状認識というのは、それはちょっとずれておるといふのであれば、ご指摘いただきたいんです。

○世古安秀委員長 健康福祉課長。

○中井健康福祉課長 確かに各タクシー会社ごとのデータも出していますが、やはり三交タクシーさんがなくなっているというのは大きいです。今のところ。この春先からのやつを見ると。

以上です。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 そうすると、このご相談の方のように、市民のこの心身障がい者の乗車券、タクシー乗車券をせっかくもらっても、利用できるタクシーがなかなかつかまらないために、いわば絵に描いた餅になっている。そういう状況もあるというふうに担当課としては認識なさっておるということでしょうか。

○世古安秀委員長 健康福祉課長。

○中井健康福祉課長 これは個人差のことなので、そこまで突っ込んでというか、詳しくわからない部分もあるんですけども、やはりその市民の方々お一人お一人によってお得意様というか、そのようなところがなくなってしまった。ほんで、ほかのそれをタクシー会社、別のタクシー会社のほうにご案内させていただくというようなことをやっていかないかなのかなと思います。

以上です。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 最後の質問にしますけれども、その他ですもんで、予算委員会でもこの鳥羽のタクシーがなかなかつかまらないんじゃないかという点を委員の方が出されていたように思います。

今のこの市内のタクシーの状況について担当課と横断的に関係各課がどうするかという対策というのを今検討なさっておるのでしょうか。

○世古安秀委員長 企画財政課副参事。

○高浪副参事 私のほうから、現在の鳥羽市内のタクシーの運行状況と、それからこれまでの行政の動きについて少し説明をさせていただきます。

平成30年7月5日、去年の7月5日に三交タクシー鳥羽営業所と夜間営業の縮小というのが新聞報道されました。そこから始まっているわけなんですけど、それをもちまして、鳥羽市、それから鳥羽商工会議所、観光協会、料飲組合、旅館組合と連盟で、三交タクシーの鳥羽営業所の存続と夜間タクシー運行縮小の見直しについて7月18日に三交タクシーの本社へ出向きまして要望書を提出いたしました。去年の7月18日に要望書を提出したんですけども、改善をされることはなく、その年の7月末をもって、三交タクシーの鳥羽営業所は撤退、それから夜間タクシーの営業も縮小がされております。

また、結果的にことしの3月、平成31年3月には三交タクシー自体が鳥羽市内の昼間の営業からも撤退をしております。三交タクシーが鳥羽市からいなくなったというのはそういう経緯でございます。

この同時期に鳥羽市の営業所だけではなくて、志摩の営業所であるとか、三交タクシーの本社があった津市のほうの営業所からも三交タクシーは撤退をしております。三重県全体としての撤退という形ですから、三重県にはもちろんあるんですけど、本社があった津市からも撤退をしています。

その間三交タクシーはもとより、近鉄タクシーであるとかほかのタクシー会社でタクシー協会というのがありますが、そのあたりと意見交換をしております。その中で運行するタクシー台数をふやしていただけた

いかとかそういったお願いをしてきましたけれども、やはり経営面での採算がとれるかどうかというのは、もちろん一番大きな問題なんです、それ以上にいずれのタクシー会社においても運転手のなり手がいない。つまり人手不足でどうしようもないということを全てのタクシー会社が言うておられました。

戸上委員言われたように、市内でも関係する課が、それと会議所と観光協会ともに会議を設けて協議をしてきましたけれども、なかなか抜本的な解決策とは見出せてはないところですが、観光協会さんが、タクシーとにかく利用してもらうようにということで、採算性を少しでもとれるように、タクシーを使った旅行商品の開発であるとか、あと、広報とばにこういうタクシー会社があると電話番号を載せたりとかしてきました。ただ、今年度になって、この4月の下旬なんです、これまで鳥羽市内で営業していなかったタクシー会社が運行するようになりました。また新たに鳥羽市内で営業をしたいという方からの相談も受けております。鳥羽市で受けるわけではないんですけども、相談があつたりとかもしています。

また、新しく鳥羽市内で営業するに当たっては、タクシーの待機場所、特に鳥羽駅のタクシー乗り場、近鉄側、JR側両方あるんですが、そこで待機ができるようにならないかというご相談もありまして、この8月、それから9月の初旬なんですけれども、観光協会さんとそれから、観光課とともに、鳥羽駅のタクシー乗り場の所有者の近鉄さんですね、近鉄名古屋統括部とJRのほうへ行ってみまして、新しくタクシーをそこに待機できることができないかというような要望もしてまいりました。近鉄名古屋統括部からは、新しくそこへ乗り入れするのはなかなか難しいということだったんですけれども、近鉄グループのタクシー会社のほうへ呼びかけをしていただきまして、本当に何とか工面をして、鳥羽駅にタクシーを1台だけですけれども、ふやしていただくというような回答を最近いただいております。

JRのほうも近々、あすなんですけれども、JRのタクシー乗り場、現地を見に来ていただいて、新しく算入できる余地があるかどうかというのを判断はしていただくことになっています。

いろんなことを細かくなんです、要望としておりますが、現状抜本的な解決にはなっておりませんが、少しは改善はしているのかなと。三交タクシーが全て撤退したときに比べて少しは改善しているのかなということを感じています。

タクシー運行については、採算がとれるかどうか、それと人手不足の中でどういうふうに対応していけるのかというのはすごく難しい課題ではあるんですが、引き続き関係するところ、それからタクシー会社、あと、近鉄さんとかJRさんとかにも連携を密にして進めていくことかなというふうに思っております。対策というわけではないんですけども、幾つか動きはしております。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 よくわかりました。

市民の間からは、市は何しとるんだという声も僕の耳には入っていますけれども、今の説明聞きますと、懸命の努力を市のほうとしてはしておるということでした。

これからも引き続きの努力傾注をお願いしておきたいと思います。

以上です。

○世古安秀委員長 以上でその他の項について終わります。

これで委員会を終わりたいと思いますが、本委員会における委員長報告につきましては、ご一任をお願いし

ます。

以上で総務民生常任委員会を散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時50分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和元年9月17日

総務民生常任委員長 世 古 安 秀